平成２８年（フ）第１２７号
宮崎市大島町南窪900番地２　サンテラス窪Ａ棟202号、前住所宮崎県日南市吾田東８丁目７番５―17号
債務者　川崎　　楓（旧姓二階堂）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮崎県日南市吾田東５丁目２番５―Ａ５号、前住所宮崎県日南市大字平野716番地ニュースカイコーポ202号
債務者　福田　華菜（旧姓恒吉）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２６号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字下前田35番地１けやき宿舎206号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１８号
長野県岡谷市川岸東３丁目16番11号
債務者　小林　久男（旧姓横川・池田）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１９号
長野県諏訪郡下諏訪町社6558番地５　メゾンハナダ101、前住所長野県諏訪郡下諏訪町社7172番地４
債務者　池上　昌文
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２８号
長野県茅野市宮川7296番地225　県住19号
債務者　小林　重助
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８７号
奈良県御所市大字元町41番地の14　203号
債務者　藤本　一雄
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙456番地
債務者　小野山みき
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第９５号
宮崎市曽師町207番地２　日高ビル101号、前住所宮崎市堀川町76番地　青南ハイツ301号
債務者　橋本　隆徳
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５９号
兵庫県宝塚市金井町４番36号　エミネンス宝塚205、前住所兵庫県宝塚市大吹町２番23号シュタットハイツ202
債務者　末吉　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目30番地５
債務者　石田　康子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
兵庫県尼崎市食満３丁目23番33―605号
債務者　加藤建装こと　加藤　修一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１８号
和歌山市栄谷164番地　県営栄谷団地10棟２階234号
債務者　久保井祥子
法定代理人保佐人　馬場　吉伸
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
和歌山県岩出市金屋28番地（207号）
債務者　吉村　朋子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
和歌山市土佐町３丁目40番地　ＷＩＮ・ＮＩＳＨＩＭＡＥ305号
債務者　金谷　将孝
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
和歌山県岩出市根来901番地の１（103号）
債務者　福山　祥子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３５１２号
東京都板橋区桜川２丁目10―４
債務者　道正　真美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部